

株 主 各 位

東京都目黒区目黒二丁目10番11号  
株式会社明豊エンタープライズ  
代表取締役社長 梅 木 隆 宏

## 第51期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申しあげます。

さて、当社第51期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようお願い申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2019年10月28日（月曜日）午後5時30分までに到着するよう、ご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2019年10月29日（火曜日）午前10時（午前9時開場）
2. 場 所 東京都品川区上大崎二丁目15番19号  
MG目黒駅前 2階 OAK 1, 2 & 3  
（開催場所が昨年と異なりますので、末尾の株主総会会場ご案内図をご参照の上、お間違いのないようご注意ください。）
3. 会議の目的事項  
報告事項 1. 第51期（2018年8月1日から2019年7月31日まで）事業報告、連結計算書類ならびに会計監査人および監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件  
2. 第51期（2018年8月1日から2019年7月31日まで）計算書類報告の件

### 決 議 事 項

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件
- 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件
- 第5号議案 会計監査人選任の件

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本株主総会招集ご通知に添付しております事業報告、計算書類および連結計算書類ならびに株主総会参考書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（<https://www.meiho-est.com/>）において掲載させていただきます。

(提供書面)

## 事業報告

(2018年8月1日から  
2019年7月31日まで)

### 1. 企業集団の現況

#### (1) 当連結会計年度の事業の状況

##### ① 事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、インバウンドの増加や、地価の上昇も相まって企業収益や雇用・所得の環境が改善し、個人消費や設備投資への持ち直しが継続するなど、緩やかな回復基調で推移しました。一方、アジアを取り巻く地政学リスクの顕在化、欧米での金融政策変更の動き・米国による保護主義色の強い通商政策などの影響により、株価が乱高下するなど、先行き不透明な状況が続いております。

当社グループの属する不動産業界においては、地価の上昇基調が継続する中で、販売価格の高騰が懸念されたものの、日銀の金融緩和政策を背景に実需は底堅い動きを示しており、事業環境は概ね良好であります。

このような事業環境下、当社グループは各事業セグメントにおいて、以下のような取り組みを行いました。

不動産分譲事業においては、主要ブランド『MIJAS(ミハス)』事業の仕入・販売活動を積極的に行い、都心近郊におきまして22棟の引渡しを完了いたしました。また、プレミアム賃貸マンションシリーズ『EL FARO (エルファーロ)』の第1弾として「エルファーロ小竹向原」の引渡しを完了しております。更に不動産再生事業として『ME BLD. (エムイービルド)』シリーズの開発・提供など、多種多様な商品展開により潜在的な賃貸不動産検討顧客の掘り起こしを行うなど更なる収益拡大に努めました。

不動産賃貸事業においては、既存オーナー様向けに賃貸トラブルや相続税対策などの各種セミナーを開催するなど、積極的にコミュニケーションを図り、また賃貸管理サービスの品質向上に努め、高稼働率の維持・管理戸数の増加につなげることができました。

不動産仲介事業においては、不動産分譲事業など他事業を含めた独自の情報網を活用し、顧客ニーズに合わせた物件紹介を行い、収益獲得に努めました。

請負事業においては、当社グループによる『MIJAS (ミハス)』シリーズの設

計・施工6棟の竣工、その他管理物件の特性に合わせたリフォーム・リノベーションを行い収益拡大に努めました。

以上の結果、当社グループの当連結会計年度における売上高は106億38百万円（前連結会計年度比26.5%減）、営業利益4億48百万円（前連結会計年度比83.7%減）、経常利益2億91百万円（前連結会計年度比88.9%減）、親会社株主に帰属する当期純利益1億38百万円（前連結会計年度比93.9%減）となりました。

## 【報告セグメントの概況】

イ. 不動産分譲事業においては、アパート開発事業である「MIJAS(ミハス)」シリーズ22棟の売却、プレミアム賃貸マンションシリーズ「EL FARO (エルファール)」の第1弾を提供、また不動産再生事業「ME BLD. (エムイービルド)」など都内各所含め6棟を売却、その他開発事業用地などの売却を行いました。

その結果、売上高は81億33百万円（前連結会計年度比32.5%減）、セグメント利益は3億43百万円（前連結会計年度比86.9%減）となりました。

ロ. 不動産賃貸事業においては、グループ会社である不動産管理会社の管理事業において順調に管理戸数が増加し、プロパティーマネジメント報酬等により、売上高は22億34百万円（前連結会計年度比9.1%増）、セグメント利益は2億31百万円（前連結会計年度比4.1%増）となりました。

ハ. 不動産仲介事業においては、東京都内、山形県内の仲介報酬により売上高は26百万円（前連結会計年度比18.1%増）、セグメント利益は18百万円（前連結会計年度比13.6%減）となりました。

ニ. 請負事業につきましては、工事請負の施工及びリフォーム工事等により、売上高は2億54百万円（前連結会計年度比29.4%減）、セグメント利益は30百万円（前連結会計年度比28.9%減）となりました。

ホ. その他につきましては、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、主に保険代理業等により、売上高は40百万円（前連結会計年度比10.2%増）、セグメント利益は39百万円（前連結会計年度比16.0%増）となりました。

② 設備投資の状況

イ. 当連結会計年度中に取得した主要設備

当連結会計年度に実施した設備投資の総額は606百万円であり、その主なものは、子会社である㈱ハウスセゾンエンタープライズの自家用本社及び賃貸用不動産の取得によるものであります。

ロ. 当連結会計年度において継続中の主要設備の新設、拡充

特記すべき事項はありません。

ハ. 当連結会計年度中に実施した重要な固定資産の売却、撤去、滅失

特記すべき事項はありません。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当事項はありません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当事項はありません。

⑥ 他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況

該当事項はありません。

⑦ 吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当事項はありません。

## (2) 財産および損益の状況

区 分	第 48 期 (2016年 7 月期)	第 49 期 (2017年 7 月期)	第 50 期 (2018年 7 月期)	第 51 期 (当連結会計年度) (2019年 7 月期)
売 上 高(百万円)	5,774	7,496	14,479	10,638
経 常 利 益(百万円)	407	538	2,624	291
親会社株主に帰属する当期純利益(百万円)	398	755	2,256	138
1株当たり当期純利益 (円)	16.17	30.65	93.93	5.85
総 資 産(百万円)	5,150	7,916	10,312	11,521
純 資 産(百万円)	1,704	2,464	4,257	4,190
1株当たり純資産額 (円)	64.91	95.94	179.75	176.98

(注) 第48期から第50期までにおける数値は、過年度決算訂正を反映した数値であります。

## (3) 重要な親会社および子会社の状況

### ① 親会社との関係

会 社 名	資 本 金	当社に対する議決権の比率	当社との関係内容
株式会社ハウスセゾン	97,000千円	53.9%	親会社
株式会社はーとふるセゾン	35,000千円	57.7% (53.9%)	親会社

(注) 「当社に対する議決権の比率」欄の( )内は、間接所有する議決権の比率を内数で記載しております。

### ② 重要な子会社の状況

会 社 名	資 本 金	当社の議決権比率	主要な事業内容
株式会社明豊プロパティーズ	33,200千円	98.0%	不動産賃貸・不動産仲介
株式会社ハウスセゾンエンタープライズ	15,000千円	100.0%	不動産賃貸・不動産仲介
マクロスデベロップメント合同会社	50千円	100.0%	不動産開発・管理
株式会社ムーンアセット	50千円	100.0%	不動産開発・管理

#### (4) 対処すべき課題

当社の賃貸アパートメントブランド『MIJAS (ミハス)』事業を中心とする投資用賃貸不動産市場においては、地方都市を中心として空家数の増加が続いており、全国的な需要回復が難しい中で安定した入居率を確保するには、将来的にも高い入居率が見込める都心エリアへの重点的な物件供給、また付加価値サービスの提供による差別化戦略が求められております。

そのような事業環境下、当社の企業理念である、「一生涯のお付き合いをいただける様、「モノ創りにこだわった、総合デベロッパー」として、不動産分譲事業におきまして、当社グループにて開発・販売・物件管理を一体としたワンストップサービスの商品として好調な賃貸アパートメントブランド『MIJAS (ミハス)』事業（2019年7月期22棟供給済）を主力事業とし、年間約25棟前後の供給を計画目標として、事業の用地仕入れ活動および販売活動を積極的に展開してまいります。さらに、主力の『MIJAS (ミハス)』事業に加え、多様な顧客ニーズに対応した商品開発に取り組み、プレミアム賃貸マンション事業『EL FARO (エルファーロ)』シリーズをはじめとし、不動産再生事業『ME BLD. (エムイービルド)』、不動産小口化事業など、安定した収益の更なる確保を目指し事業活動を展開してまいります。

#### (5) 主要な事業内容（2019年7月31日現在）

事業区分	事業内容
不動産分譲事業	外断熱分譲マンション『SHELLZE (シェルゼ)』シリーズ・賃貸アパートメント『MIJAS(ミハス)』シリーズの販売他
不動産賃貸事業	賃貸マンションのサブリース業務等
不動産仲介事業	不動産分譲事業に関連して発生する仲介業務
請負事業	工事請負の施工及びリフォーム工事
その他	保険代理業等

#### (6) 主要な営業所（2019年7月31日現在）

当 社	本社：東京都目黒区、関西支店：京都府京都市
株式会社明豊プロパティーズ	本社：東京都目黒区
株式会社ハウスセゾンエンタープライズ	本社：京都府京都市
マクロスデベロップメント合同会社	本社：東京都目黒区
株式会社ムーンアセット	本社：神奈川県大和市

(7) 使用人の状況 (2019年7月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使 用 人 数	前連結会計年度末比増減
75名	4名増

② 当社の使用人の状況

使 用 人 数	前事業年度末比増減	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
32名	2名増	37.7歳	5.2年

(8) 主要な借入先の状況 (2019年7月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 東 日 本 銀 行	592百万円
京 都 中 央 信 用 金 庫	580百万円
オ リ ッ ク ス 銀 行 株 式 会 社	512百万円
近 畿 産 業 信 用 組 合	508百万円
株 式 会 社 り そ な 銀 行	499百万円

(9) その他当社グループの状況に関する重要な事項

該当事項はありません。

## 2. 会社の状況

### (1) 株式の状況 (2019年7月31日現在)

- ① 発行済株式の総数 24,661,000株  
② 株主数 5,842名  
③ 大株主の状況

株 主 名	持株数(株)	持株比率(%)
株 式 会 社 ハ ウ ス セ ゾ ン	12,729,200	53.91
DAIWA CM SINGAPORE LTD(TRUST A/C) (大和証券株式会社)	1,275,500	5.40
株 式 会 社 は 一 と ふ る セ ゾ ン	900,000	3.81
倭 田 稔	155,000	0.66
野 村 證 券 株 式 会 社	152,400	0.65
三井不動産レジデンシャル株式会社	150,000	0.64
馬 渡 祥 二	149,000	0.63
児 玉 圭 司	144,900	0.61
大 和 証 券 株 式 会 社	135,300	0.57
藤 井 俊 秀	122,600	0.52

(注) 持株比率は、自己株式(1,047,160株)を控除して計算しております。

## (2) 新株予約権等の状況

- ① 当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況（2019年7月31日現在）  
該当事項はありません。
- ② 当事業年度中に職務執行の対価として従業員等に交付した新株予約権の状況  
該当事項はありません。
- ③ その他新株予約権等の状況  
該当事項はありません。

## (3) 会社役員の状況

### ① 取締役の状況（2019年7月31日現在）

会社における地位	氏名	担当および重要な兼職の状況
代表取締役会長	井元義昭	株式会社ハウスセゾン 代表取締役社長 株式会社エス・エム・シー 代表取締役社長 株式会社はーとふるセゾン 代表取締役社長 George Spirits 株式会社 代表取締役社長 株式会社ハウスセゾンエンタープライズ 代表取締役社長
代表取締役社長	梅木隆宏	株式会社明豊プロパティーズ 代表取締役社長 株式会社ハウスセゾンエンタープライズ 取締役
取締役常務執行役員	安田俊治	管理部 部長 株式会社ハウスセゾンエンタープライズ 取締役
取締役執行役員	上田宏幸	経営企画 担当 マクロスデベロップメント合同会社 職務執行者
取締役（監査等委員）	中尾福伸	株式会社明豊プロパティーズ 監査役 株式会社ハウスセゾンエンタープライズ 監査役
取締役（監査等委員）	山室裕	
取締役（監査等委員）	山中辰雄	

- (注) 1. 取締役の中尾福伸氏、山室裕氏及び山中辰雄氏は、社外取締役であります。
2. 当社は特定監査等委員を定め、経営会議への出席等を通じて情報の収集を行うほか、内部監査部門から定期的にヒアリングを行い、監査の実効性を確保していることから、常勤の監査等委員を選定しておりません。
3. 当社は、取締役山中辰雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

## ② 取締役の報酬等の総額

区 分	支 給 人 員	支 給 額
取 締 役 (監 査 等 委 員 を 除 く) (うち社外取締役分)	3名 ( - )名	52百万円 ( - )百万円
取 締 役 (監査等委員) (うち社外取締役分)	3名 ( 3 )名	12百万円 ( 12 )百万円
合 計 (うち社外役員)	6名 ( 3 )名	64百万円 ( 12 )百万円

- (注) 1. 取締役(監査等委員を除く。)の報酬限度額は、2015年10月29日開催の定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。
2. 監査等委員である取締役の報酬限度額は、2015年10月29日開催の定時株主総会において年額200百万円以内と決議いただいております。
3. 無報酬の取締役1名は上記の支給人員に含まれておりません。
4. 上記のほか、社外役員が当社の子会社から受けた役員としての報酬等の総額は1百万円であります。

## ③ 社外役員に関する事項

### 社外取締役(監査等委員)

- イ. 他の法人等の業務執行者の兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・該当者はありません。
- ロ. 他の法人等の社外役員の兼職状況および当社と当該他の法人等との関係
- ・該当者はありません。
- ハ. 当事業年度における主な活動状況
- ・取締役会および監査等委員会への出席状況

区 分	氏 名	主 な 活 動 状 況
社 外 取 締 役 (監 査 等 委 員 )	中 尾 福 伸	当事業年度開催された取締役会29回のうち29回、監査等委員会18回のうち18回に出席いたしました。主に当業界における豊富な経験から、取締役や幹部役員の職務執行状況をつぶさに確認し、議案・審議等について、必要な発言を適宜行っております。
	山 室 裕	当事業年度開催された取締役会29回のうち29回、監査等委員会18回のうち18回に出席いたしました。金融機関の経営幹部経験者としての専門的見地から取締役や幹部役員の職務状況をつぶさに確認し、議案・審議等について、必要な発言を適宜行っております。
	山 中 辰 雄	当事業年度開催された取締役会29回のうち25回、監査等委員会18回のうち17回に出席いたしました。企業経営者としての豊富な経験と経営に関する高い見識から、取締役や幹部役員の職務執行状況をつぶさに確認し、審議・議案等について、必要な発言を適宜行っております。

## 二. 責任限定契約の内容の概要

当社と各監査等委員である取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める金額としております。

#### (4) 会計監査人の状況

- ① 名称 アーク有限責任監査法人

(注) 明治アーク監査法人は、2019年7月1日をもって有限責任監査法人に移行したことにより、名称をアーク有限責任監査法人に変更しております。

- ② 報酬等の額

	支 払 額
1. 当事業年度に係る報酬等の額	27百万円
2. 当社および当社の子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	27百万円

- (注) 1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分ができませんので、当事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を参考に、取締役、社内関係部署および会計監査人からの必要な資料の入手や報告を通じて、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や監査報酬の見積り根拠などを検討した結果、会社法第399条第1項の同意をしております。

- ③ 会計監査人の解任または不再任の決定方針

監査等委員会は、会計監査人に会社法第340条第1項各号のいずれかに該当する事由が認められる場合には、監査等委員全員の同意により会計監査人を解任します。また、会計監査人がその職務を適切に遂行することが困難と認められる場合には、監査等委員会が株主総会に提出する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

## (5) 業務の適正を確保するための体制等の整備についての決議の内容の概要

会社法第362条第4項第6号に基づいて実行する当社の内部統制システムの構築ならびに会社法施行規則第100条に定める内部統制システムの体制整備についての決議の内容の概要は以下のとおりであります。

- ① 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制  
取締役は、取締役会を通じて、相互に他の取締役の業務執行の監督を行っている。また、監査等委員である取締役は、取締役会における議決権を有し、監査等委員でない取締役とは独立した立場での意見陳述や、監査等委員会規程および監査計画に基づき実施する監査を通じて、監査等委員でない取締役の職務執行が法令・定款を遵守して行われているかの適法性チェックを行っている。
- ② 取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制  
当社は、取締役会、経営会議等の重要な会議での意思決定に関する記録や、その他取締役の職務の執行に係る重要な文書や情報を、法令や社内規程に従って適切に保存・管理し、必要に応じて運用状況の検証、見直しを行っている。また、意思決定を書面にて行った場合は、稟議規程に定める作成手順と保存方法により管理している。
- ③ 損失の危険の管理に関する規程その他の体制  
取締役は、リスク管理のための体制や施策等を整備する権限と責任を有しており、これに従い、社長直轄の内部監査室、管理部に法務部門を設置し、法令遵守に関する指導や損失リスクを未然に回避するチェックを担当させている。また、当社ならびにその子会社に事業活動上の重大な事態が発生した場合には、緊急対策協議会を招集、迅速な対応を行い、損失・被害を最小限にとどめる体制を整える。
- ④ 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制  
毎月1回取締役会を開催し、法令および取締役会規程に定める重要事項の決定と取締役の職務執行状況の監督を行う。また、職務執行上の意思決定機関として経営会議を設置することで、取締役会の機能を監督機能に重点化させ、職務執行の効率化と取締役会のチェック機能を強化している。経営会議は、取締役、当社子会社の取締役および必要相当以上の役職者で構成、月1回開催し、重要事項を審議・検討のうえ職務執行上の意思決定を機動的に行うとともに、情報の共有化を図っている。

- ⑤ 当社ならびにその子会社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制

当社ならびにその子会社は、業務分掌規程、職務権限規程、稟議規程、倫理規程を整備し、各役職者の権限および責任の明確化を図り、適法・適正かつ効率的な職務の執行が行われる体制を構築している。

また、当社ならびにその子会社は社長直轄の内部監査室を設置する。内部監査室は、内部監査規程に基づき業務全般に関し、法令、定款および社内規程の遵守状況、職務執行の手続および内容の妥当性等につき、定期的に内部監査を実施し、社長および監査等委員である取締役に対し、その結果を報告する。さらに、内部監査室は、内部監査により判明した指摘・提言事項の改善履行状況についても、フォローアップを実施する。

当社ならびにその子会社は、内部通報制度運用規程に従い、法令違反その他コンプライアンスに関する問題の早期発見、是正を図るための通報または相談の適正な処理の仕組みを定めている。

- ⑥ 当社ならびにその子会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制

子会社の管理は、関係会社管理規程に従っており、その経営状況に関する情報は随時当社の経営会議に報告され、その経営にかかる重要な意思決定には当社の意思が反映される体制となっている。また、当社の監査等委員である取締役による監査ならびに内部監査室による定期的な内部監査は子会社もその対象としており、それぞれ監査の結果は当社の取締役会ならびに監査等委員会に報告される体制とする。

- ⑦ 監査等委員会の職務を補助すべき使用人に関する体制と当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

当社は、当社の規模から、当面、監査等委員会の職務を補助すべき使用人を置かない。ただし、内部監査室は、監査等委員会から調査の委嘱を受け監査等委員会の職務を補助するものとし、さらに監査等委員会が必要とした場合、監査等委員会と協議のうえ合理的な範囲で専任の使用人を配置しその職務を補助させることとする。なお、当該使用人の任命・異動等に関しては監査等委員会の同意を得ることとし、取締役からの独立性を確保する。

- ⑧ 取締役および使用人が監査等委員会に報告をするための体制その他の監査等委員会への報告に関する体制および監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査等委員会は、法令、監査等委員会規程および監査等委員会監査基準に則り、取締役の職務執行の監査を実施する。

監査の実効性を確保し、監査等委員会への適正な報告を確保するため、監査等委員である取締役は取締役会への出席の他、経営会議に出席し、経営上の重要情報について適時報告を受け、意見陳述できる体制とするとともに、重要な議事録、稟議書等の社内文書についてはその判断に基づき随時閲覧でき、必要な場合には取締役および使用人に説明を求める権限を持つ。

また、監査等委員会は内部監査室と情報を共有し、会計監査人と連携して、さらに社内の組織を利用して、取締役および使用人の業務の適法性・妥当性につき効率よく調査を行える体制とする。

使用人は、監査等委員会に対して、次に掲げる事項を直接報告することができる。

- イ、当社に著しい損害をおよぼすおそれがある事実
- ロ、重大な法令または定款違反事実

- ⑨ 監査等委員である取締役の職務の執行について生ずる費用の前払いまたは償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針

監査等委員である取締役がその職務の執行について、当社に対し費用の前払い等の請求をしたときは、担当部門において審議のうえ、当該請求に係る費用または債務が当該監査等委員である取締役の職務執行に必要でないことを証明した場合を除き、速やかに当該費用また債務を処理する。

- ⑩ 財務報告の信頼性を確保するための体制

財務報告の信頼性確保および金融商品取引法に規定する内部統制報告書の有効かつ適切な提出のため、代表取締役社長の指示の下、内部統制システムの整備・構築を行い、その仕組みが有効かつ適正に機能することを継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法および関係法令等との適合性を確保する。

⑩ 反社会的勢力との関係遮断

イ. 暴力団・総会屋等の反社会的活動・暴力・不当な要求等をする人物および団体に対しては、毅然とした態度で臨み、一切の関係を遮断する。

ロ. 万一、反社会的勢力が攻撃してきた場合にも、これに屈せず断固として拒否し、「反社会的勢力による被害防止対応マニュアル」に基づき、的確に対応する。

また内部管理体制の充実に向けた取組みの最近1年間における実施状況は以下のとおりであります。

当社ならびにその子会社は、管理部を中心に、コンプライアンス・マニュアル（倫理規程）の社内周知徹底、インサイダー取引の禁止に関する社内研修を行う等、時代の求めに応じた内部管理体制の確立を目指しており、社員教育もこのことを念頭に置き実施しております。これらを通じてコンプライアンスの強化・徹底を図っていくことで、内部管理体制のさらなる充実に引き続き努める所存であります。

(6) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

当社における「業務の適正を確保するための体制の運用状況」の概要は以下のとおりです。

当社は業務の適正を確保するための体制の運用状況を定期的に取り締役に報告し、必要に応じて適宜見直しを行っております。

① コンプライアンス体制の基礎として企業行動憲章たる「行動指針」をあらゆる行動の規範としてコンプライアンス意識の向上と不正行為等の防止を図るため、当社ならびにその子会社の役職員を対象とした研修を2回実施しました。また、管理部を主管部署として内部統制システムの構築・維持・向上を図るとともに、必要に応じて各担当部署にて、規則・ガイドライン・マニュアル等を策定し、運用状況の評価等を実施しました。

② 内部監査部門として内部監査室に内部監査機能を持たせるとともに、コンプライアンスの統括部署として、管理部にその機能を持たせ、年間監査計画に基づいて監査を14回実施いたしました。

- ③ 監査等委員である取締役は、必要に応じて内部監査室長に対して内部監査に関する調査を求めることができ、会計監査人とも定期的に情報交換を行っております。
- ④ 取締役は、当社における重大な法令違反その他コンプライアンスに関する重要な事実を発見した場合には、直ちにコンプライアンス委員会に報告するとともに、遅滞なく取締役会において報告するものと定めておりますが、当事業年度における当該報告がなかったことを確認しております。
- ⑤ 法令違反その他のコンプライアンスに関する問題についての社内報告体制として、法務部門長及び監査等委員である取締役を情報受領者とする社内通報システムを整備し、「内部通報制度運用規程」に基づきその運用を行うこととし、当事業年度において、当該問題を理由とする報告は認められませんでした。

#### (7) 親会社等との間の取引に関する事項

- ① 当該取引をするに当たり当社の利益を害さないように留意した事項  
当社は、親会社等との取引に関して、市場実勢価格や市場金利等を勘案して合理的な判断に基づき、公正かつ適正に取引条件を決定しております。
- ② 当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由  
当社は、親会社等と一定の協力関係を保つ必要があると認識しつつ、事業活動や経営判断においては、上場会社として独立性を確保し、当社取締役会を中心とした当社独自の意思決定に基づき業務執行を行っております。
- ③ 取締役会の判断が社外取締役の意見と異なる場合のその意見  
該当事項はありません。

## 連結貸借対照表

(2019年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>10,513,149</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>4,720,406</b>
現金及び預金	1,684,961	買掛金	286,135
売掛金	34,400	短期借入金	2,660,020
販売用不動産	3,254,500	1年内返済予定の長期借入金	1,228,576
仕掛販売用不動産	3,760,977	1年内償還予定の社債	36,000
関係会社短期貸付金	1,550,000	リース債務	1,117
その他	229,585	未払法人税等	10,028
貸倒引当金	△1,276	賞与引当金	37,191
		その他	461,339
<b>固 定 資 産</b>	<b>1,008,073</b>	<b>固 定 負 債</b>	<b>2,610,450</b>
<b>有 形 固 定 資 産</b>	<b>616,704</b>	長期借入金	2,254,090
建物及び構築物	180,172	社債	94,000
その他	3,929	リース債務	3,674
土地	428,215	その他	258,686
リース資産	4,387		
<b>無 形 固 定 資 産</b>	<b>1,434</b>	<b>負 債 合 計</b>	<b>7,330,857</b>
<b>投資その他の資産</b>	<b>389,934</b>	<b>純 資 産 の 部</b>	
投資有価証券	40,962	<b>株 主 資 本</b>	<b>4,174,875</b>
長期貸付金	429,732	資本金	100,000
長期未収入金	422,000	資本剰余金	1,495,610
繰延税金資産	94,297	利益剰余金	2,959,739
その他	249,941	自己株式	△380,474
貸倒引当金	△847,000	<b>その他の包括利益累計額</b>	<b>4,288</b>
		その他有価証券評価差額金	4,288
		<b>非支配株主持分</b>	<b>11,200</b>
<b>資 産 合 計</b>	<b>11,521,222</b>	<b>純 資 産 合 計</b>	<b>4,190,365</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>11,521,222</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結損益計算書

(2018年8月1日から  
2019年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
売 上 高		10,638,169
売 上 原 価		9,109,874
売 上 総 利 益		1,528,294
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		1,079,872
営 業 利 益		448,422
営 業 外 収 益		
受 取 利 息	50,430	
違 約 金 収 入	11,838	
求 償 金 受 入	3,528	
保 険 解 約 返 戻 金	1,764	
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	1,808	
そ の 他	1,409	70,779
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	157,602	
支 払 手 数 料	65,055	
そ の 他	5,450	228,109
経 常 利 益		291,092
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		291,092
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	21,147	
法 人 税 等 調 整 額	131,244	152,391
当 期 純 利 益		138,700
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		566
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		138,134

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結株主資本等変動計算書

(2018年8月1日から  
2019年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自 己 株 式	株主資本合計
当 期 首 残 高	100,000	1,495,610	3,010,515	△380,474	4,225,651
当 期 変 動 額					
親会社株主に帰属する当期純利益			138,134		138,134
剰 余 金 の 配 当			△188,910		△188,910
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	△50,776	—	△50,776
当 期 末 残 高	100,000	1,495,610	2,959,739	△380,474	4,174,875

	その他の包括利益累計額		非 支 配 株 主 持 分	純資産合計
	その他有価証券 評価差額金	その他の包括 利益累計額合計		
当 期 首 残 高	19,005	19,005	12,634	4,257,291
当 期 変 動 額				
親会社株主に帰属する当期純利益				138,134
剰 余 金 の 配 当				△188,910
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△14,716	△14,716	△1,433	△16,149
当 期 変 動 額 合 計	△14,716	△14,716	△1,433	△66,926
当 期 末 残 高	4,288	4,288	11,200	4,190,365

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 連結注記表

- I 継続企業の前提に関する注記  
該当事項はありません。
- II 連結計算書類の作成のための基本となる重要な事項に関する注記等
1. 連結の範囲に関する事項
- |          |  |
|----------|--|
| 連結子会社の数  | 4社   |
| 連結子会社の名称 | 株式会社明豊プロパティーズ<br>株式会社ハウスセゾンエンタープライズ<br>マクロスデベロップメント合同会社<br>株式会社ムーンアセット |
2. 持分法の適用に関する事項
- |           |             |
|-----------|-------------|
| 持分法適用会社の数 | 該当事項はありません。 |
|-----------|-------------|
3. 連結子会社の事業年度等に関する事項
- 連結子会社の決算日は、連結決算日と一致しております。
4. 会計方針に関する事項
- (1) 重要な資産の評価基準及び評価方法
- ① 有価証券の評価基準及び評価方法
- その他有価証券
- 時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)
- 時価のないもの……………移動平均法による原価法
- ② たな卸資産の評価基準及び評価方法
- イ. 販売用不動産、……………個別法による原価法(貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価  
仕掛販売用不動産 切下げの方法により算定)
- ロ. 貯蔵品……………移動平均法による原価法  
(流動資産「その他」を含む)
- (2) 重要な減価償却資産の減価償却の方法
- ① 有形固定資産 定率法  
(リース資産除く)ただし、1998年4月1日以降に取得した建物(建物附属設備を除く)並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物及び構築物 7～50年
- ② 無形固定資産 定額法  
(リース資産除く)ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間(5年)に基づく定額法によっております。
- ③ リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
- (3) 重要な引当金の計上基準
- ① 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- ② 賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(4) 重要な収益及び費用の計上基準

①当連結会計年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事

工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）

②その他の工事

工事完成基準

(5) その他連結計算書類作成のための重要な事項

①繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額費用処理しております。

②消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。ただし、免税事業者に該当する連結子会社については税込方式によっております。

なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は、一括して投資その他の資産の「その他」に計上して5年間均等償却し、販売費及び一般管理費に計上しております。

③連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

III 表示方法の変更に関する注記

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

IV 誤謬の訂正に関する注記

当連結会計年度において、過年度における長期債権に係る貸倒引当金の計上金額等に誤りがあることが判明したため、誤謬の訂正を行いました。当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当連結会計年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。

なお、当連結会計年度の期首における純資産額に対する影響はありません。

## V 連結貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 18,423千円

### 2. 担保に供している資産及びこれに対応する債務

#### (1) 担保に供している資産

現金及び預金	30,000千円
販売用不動産	3,184,788千円
仕掛販売用不動産	3,586,030千円
建物	172,004千円
土地	428,215千円
計	7,401,038千円

上記の建物及び土地は、親会社である㈱ハウスセゾンの借入金21,651千円を担保するために物上保証に供されております。

#### (2) 上記に対応する債務

短期借入金	2,660,020千円
1年内返済予定の長期借入金	1,226,560千円
長期借入金	2,250,810千円
計	6,137,390千円

### 3. 資産の保有目的の変更

保有目的の変更により、販売用不動産の一部を有形固定資産へ振り替えております。その内容は次のとおりであります。

建物	172,724千円
土地	428,215千円
計	600,939千円

## VI 連結損益計算書に関する注記

売上原価に含まれるたな卸資産評価損

期末たな卸高は、収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

18,237千円

## VII 連結株主資本等変動計算書に関する注記

### 1. 発行済株式の種類及び総数並びに自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当連結会計年度期首 株式数(株)	当連結会計年度 増加株式数(株)	当連結会計年度 減少株式数(株)	当連結会計年度末 株式数(株)
発行済株式				
普通株式	24,661,000	—	—	24,661,000
自己株式				
普通株式	1,047,160	—	—	1,047,160

## 2. 配当に関する事項

### (1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の金額 (千円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2018年10月25日 定時株主総会	普通株式	188,910	8.00	2018年7月31日	2018年10月26日

### (2) 基準日が当連結会計年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌連結会計年度となるもの

決議	株式の種類	配当の 原資	配当金の 総額 (千円)	1株当たり 配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年10月29日 定時株主総会	普通株式	利益剰余金	118,069	5.00	2019年7月31日	2019年10月30日

## 3. 当連結会計年度末日における新株予約権の目的となる株式の種類及び数

該当事項はありません。

## VIII 金融商品に関する注記

### 1. 金融商品の状況に関する事項

#### (1) 金融商品に対する取組方針

当社グループは、事業計画及び設備投資計画に基づき、必要な資金を主に銀行等金融機関からの借入や社債の発行により調達しております。

#### (2) 金融商品の内容及びそのリスク

売掛金は、取引先の信用リスクに晒されております。

関係会社短期貸付金は、親会社である㈱ハウスゼンに対する新規開発事業に係る貸付けであり、親会社の財務状況、事業の進捗状況により回収が遅延するリスクに晒されております。

投資有価証券は、主として株式であり、上場株式については市場価格の変動リスクに晒されております。

長期貸付金は、従業員に対する長期貸付金と取引先に対する長期貸付金であります。取引先に対する長期貸付金及び長期未収入金(以下、「長期債権」という。)は、中国において不動産開発事業に出資をしている取引先に対する債権であり、中国経済の減速、カントリーリスク及び当該不動産開発事業の進捗状況等による回収懸念リスク及び取引先の信用リスクに晒されております。

営業債務である買掛金は、そのほとんどが1年以内の支払期日であります。借入金及び社債の用途は主に運転資金であり、一部の長期借入金及び社債は金利変動リスクに晒されております。

#### (3) 金融商品に係るリスク管理体制

##### ① 信用リスク(取引先の契約不履行等に係るリスク)の管理

当社グループは、営業債権については、当社グループ社内管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、各々が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握や軽減を図っております。

関係会社に対する債権については、当社グループ社内管理規程に沿って、財務部門が相手先の状況を把握し、その用途、期日及び残高を管理するとともに、その他財務状況等に関する参考事項を元に回収懸念の早期把握を行い、定期的に取締役会及び経営会議に報告しております。

長期債権については、中国経済の動向及びカントリーリスクの分析、中国における不動産開発事業の進捗状況の把握、及び取引先の財務諸表を入手し財務状況等の分析を行うことにより、回収懸念の早期把握を行い、取締役会及び経営会議に報告しております。

##### ② 市場リスク(株価や金利等の変動リスク)の管理

当社グループは、投資有価証券については、定期的到时価や発行体(取引先企業)の財務状況等を把握し取締役会に報告しております。また、市況や取引先企業との関係を勘案して保有状況を継続的に見直しております。

借入金及び社債については、各金融機関ごとに借入金利の一覧を作成し、借入金利の変動状況をモニタリングしております。

- ③ 資金調達に係る流動性リスク（支払期日に支払いを実行できなくなるリスク）の管理  
当社グループは、各部署からの報告に基づき管理部財務グループが適時に資金繰計画を作成・更新するとともに、手許流動性の維持などにより流動性リスクを管理しております。

- (4) 金融商品の時価等に関する事項についての補足説明

金融商品の時価には、市場価格に基づく価額のほか、市場価格がない場合には合理的に算定された価額が含まれております。当該価額の算定においては変動要因を織り込んでいるため、異なる前提条件等を採用することにより、当該価額が変動することがあります。

## 2. 金融商品の時価等に関する事項

2019年7月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。なお、時価を把握することが極めて困難と認められるものは含まれておりません。(注2)参照)

(単位:千円)

	連結貸借対照表計上額	時 価	差 額
(1) 現金及び預金	1,684,961	1,684,961	—
(2) 売掛金	34,400	34,400	—
(3) 関係会社短期貸付金	1,550,000	1,550,000	—
(4) 投資有価証券 その他有価証券	20,962	20,912	△50
(5) 長期債権 長期貸付金	429,732		
長期未収入金	422,000		
貸倒引当金(※)	△847,000		
	4,732	4,732	—
資産計	3,295,057	3,295,007	△50
(1) 買掛金	286,135	286,135	—
(2) 短期借入金	2,660,020	2,660,020	—
(3) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)	3,482,666	3,518,756	36,090
(4) 社債(1年内償還予定の社債を含む)	130,000	130,272	272
負債計	6,558,821	6,595,183	36,362

(※)長期貸付金及び長期未収入金に個別に計上している貸倒引当金を控除しております。

(注1)金融商品の時価算定方法並びに有価証券に関する事項

### 資 産

- (1) 現金及び預金、(2)売掛金

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (3) 関係会社短期貸付金

関係会社貸付金は親会社である㈱ハウスシーズンへの新規事業資金の貸付けとなりますが、これらは短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

- (4) 投資有価証券

その他有価証券

株式等は主に取引所の価格によっております。また、株式形態のゴルフ会員権は取引所

の市場価格がないため、連結貸借対照表計上額は帳簿価額により、時価は取引相場によっております。

(5) 長期債権

長期貸付金のうち、「従業員に対する長期貸付金」の時価については、元利金の合計額を同様の新規貸付を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

その他の長期貸付金及び長期未収入金については、貸倒懸念債権であり、回収見込等に基づいて貸倒引当金を算定しているため、時価は連結決算日における連結貸借対照表価額から当該貸倒引当金を控除した金額に近似していることから、当該価額をもって時価としております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金

これらはすべて短期間で決済されるものであるため、時価は帳簿価額と近似していることから、当該帳簿価額によっております。

(3) 長期借入金(1年内返済予定の長期借入金を含む)、(4) 社債(1年内償還予定の社債を含む)

長期借入金及び社債の時価については、元利金の合計額を同様の新規借入又は社債の発行を行った場合に想定される利率で割り引いて算定する方法によっております。

(注2) 非上場株式(連結貸借対照表計上額20,000千円)は、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(4) 投資有価証券」には含めておりません。

IX 1株当たり情報に関する注記

1. 1株当たり純資産額	176円98銭
2. 1株当たり当期純利益	5円85銭

X 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

XI その他の注記

該当事項はありません。

# 貸借対照表

(2019年7月31日現在)

(単位：千円)

資 産 の 部		負 債 の 部	
科 目	金 額	科 目	金 額
<b>流 動 資 産</b>	<b>7,026,163</b>	<b>流 動 負 債</b>	<b>3,863,678</b>
現金及び預金	761,375	買掛金	137,676
売掛金	929	短期借入金	2,380,720
販売用不動産	2,139,352	1年内返済予定の長期借入金	1,148,368
仕掛販売用不動産	3,748,875	1年内償還予定の社債	36,000
貯蔵品	1,411	リース債務	1,117
前渡金	32,251	未払金	62,900
前払費用	6,124	未払費用	2,511
未収入金	285,423	前受金	51,500
その他	50,418	預り金	28,380
<b>固 定 資 産</b>	<b>233,836</b>	賞与引当金	14,425
有形固定資産	11,126	その他	80
建物	5,807	<b>固 定 負 債</b>	<b>1,371,166</b>
工具器具備品	930	長期借入金	1,265,250
リース資産	4,387	社債	94,000
無形固定資産	317	リース債務	3,674
その他	317	預り保証金	8,242
投資その他の資産	222,393	<b>負 債 合 計</b>	<b>5,234,844</b>
投資有価証券	39,662	<b>純 資 産 の 部</b>	
関係会社株式	73,601	株主資本	2,020,866
長期貸付金	425,000	資本金	100,000
従業員に対する長期貸付金	4,732	資本剰余金	1,488,913
長期未収入金	422,000	その他資本剰余金	1,488,913
繰延税金資産	60,225	利益剰余金	812,428
その他	44,171	その他利益剰余金	812,428
貸倒引当金	△847,000	繰越利益剰余金	812,428
<b>資 産 合 計</b>	<b>7,260,000</b>	自己株式	△380,474
		評価・換算差額等	4,288
		その他有価証券評価差額金	4,288
		<b>純 資 産 合 計</b>	<b>2,025,155</b>
		<b>負 債 ・ 純 資 産 合 計</b>	<b>7,260,000</b>

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

# 損 益 計 算 書

(2018年8月1日から  
2019年7月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額
売 上 高	7,967,911
売 上 原 価	7,061,802
売 上 総 利 益	906,109
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	617,744
営 業 利 益	288,364
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	794
受 取 配 当 金	100,377
違 約 金 収 入	723
求 償 金 受 入	3,526
保 険 解 約 返 戻 金	1,706
貸 倒 引 当 金 戻 入 額	800
そ の 他	237
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	141,708
支 払 手 数 料	61,225
そ の 他	4,473
経 常 利 益	189,123
税 引 前 当 期 純 利 益	189,123
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	△5,779
法 人 税 等 調 整 額	146,971
当 期 純 利 益	47,932

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 株主資本等変動計算書

(2018年8月1日から  
2019年7月31日まで)

(単位：千円)

	株 主 資 本				
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金	
		その他資本剰余金	資 本 剰 余 金 合 計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利 益 剰 余 金 合 計
当 期 首 残 高	100,000	1,488,913	1,488,913	953,406	953,406
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益				47,932	47,932
剰 余 金 の 配 当				△188,910	△188,910
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)					
当 期 変 動 額 合 計	—	—	—	△140,978	△140,978
当 期 末 残 高	100,000	1,488,913	1,488,913	812,428	812,428

	株主資本		評価・換算差額等		純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券 評価差額金	評価・換算 差額等合計	
当 期 首 残 高	△380,474	2,161,845	19,005	19,005	2,180,850
当 期 変 動 額					
当 期 純 利 益		47,932			47,932
剰 余 金 の 配 当		△188,910			△188,910
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)			△14,716	△14,716	△14,716
当 期 変 動 額 合 計	—	△140,978	△14,716	△14,716	△155,695
当 期 末 残 高	△380,474	2,020,866	4,288	4,288	2,025,155

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

## 個別注記表

- I 継続企業の前提に関する注記  
該当事項はありません。
- II 重要な会計方針に係る事項に関する注記
1. 資産の評価基準及び評価方法
- (1) 有価証券の評価基準及び評価方法
- 子会社株式及び……………移動平均法による原価法  
関連会社株式  
その他有価証券  
時価のあるもの……………決算日の市場価格等に基づく時価法  
(評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定)  
時価のないもの……………移動平均法による原価法
- (2) たな卸資産の評価基準及び評価方法
- ① 販売用不動産、……………個別法による原価法（貸借対照表価額は収益性の低下に基づく簿価仕掛販売用不動産 切下げの方法により算定）  
② 貯蔵品……………移動平均法による原価法
2. 固定資産の減価償却の方法
- (1) 有形固定資産 定率法  
(リース資産除く) ただし、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）並びに2016年4月1日以降に取得した建物附属設備及び構築物については定額法によっております。  
なお、主な耐用年数は次のとおりであります。  
建物 8～50年  
工具器具備品 4～15年
- (2) 無形固定資産 定額法  
(リース資産除く) ただし、自社利用のソフトウェアについては社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。
- (3) リース資産  
所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産  
リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。
3. 引当金の計上基準
- (1) 貸倒引当金  
債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。
- (2) 賞与引当金  
従業員に対して支給する賞与支出に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。
4. 重要な収益及び費用の計上基準
- (1) 当事業年度末までの進捗部分について、成果の確実性が認められる工事  
工事進行基準（工事の進捗率の見積りは原価比例法）
- (2) その他の工事  
工事完成基準

5. その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

(1) 繰延資産の処理方法

社債発行費は支出時に全額費用処理しております。

(2) 消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は税抜方式によっております。

なお、固定資産に係る控除対象外消費税等は、一括して投資その他の資産の「その他」に計上して5年間均等償却し、販売費及び一般管理費に計上しております。

(3) 連結納税制度の適用

連結納税制度を適用しております。

III 表示方法の変更に関する注記

『税効果会計に係る会計基準』の一部改正（企業会計基準第28号 2018年2月16日）等を当事業年度の期首から適用しており、繰延税金資産は投資その他の資産の区分に表示しております。

IV 誤謬の訂正に関する注記

当事業年度において、過年度における長期債権に係る貸倒引当金の計上金額等に誤りがあることが判明したため、誤謬の訂正を行いました。当該誤謬の訂正による累積的影響額は、当事業年度の期首の純資産の帳簿価額に反映されております。

なお、当事業年度の期首における純資産額に対する影響はありません。

V 貸借対照表に関する注記

1. 有形固定資産の減価償却累計額 6,246千円

2. 担保に供している資産及びこれに対応する債務

(1) 担保に供している資産

現金及び預金	30,000千円
販売用不動産	2,139,352千円
仕掛販売用不動産	3,574,950千円
計	5,744,302千円

(2) 上記に対応する債務の金額

短期借入金	2,227,400千円
1年内返済予定の長期借入金	1,147,360千円
長期借入金	1,263,610千円
計	4,638,370千円

3. 関係会社に対する金銭債権債務

区分掲記したものを除き関係会社に対する金銭債権債務は以下のとおりであります。

短期金銭債権	254,331千円
短期金銭債務	26,976千円
長期金銭債務	8,242千円

VI 損益計算書に関する注記

1. 関係会社との取引高

営業取引	
売上高	19,518千円
仕入高	715,248千円
営業取引以外の取引	110,991千円

2. 売上原価に含まれるたな卸資産評価損

期末たな卸高は、収益性の低下に伴う簿価切下げ後の金額であり、次のたな卸資産評価損が売上原価に含まれております。

14,483千円

VII 株主資本等変動計算書に関する注記

自己株式の種類及び株式数に関する事項

	当事業年度期首 株式数(株)	当事業年度 増加株式数(株)	当事業年度 減少株式数(株)	当事業年度末 株式数(株)
自己株式				
普通株式	1,047,160	—	—	1,047,160

VIII 税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別内訳

(繰延税金資産)

税務上の繰越欠損金	1,989,627千円
貸倒引当金	292,854千円
投資有価証券	16,772千円
その他	12,297千円
繰延税金資産小計	2,311,503千円
評価性引当額	△2,251,277千円
繰延税金資産合計	60,225千円

## IX 関連当事者との取引に関する注記

子会社等

(単位：千円)

属性	会社等の名称	議決権の所有(被所有)割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
子会社	㈱明豊プロパティーズ	直接 98.04%	資金の借入 役員の兼任 債務保証 債務被保証 工事の発注	資金の借入	579,200	—	—
				借入の弁済	579,200	—	—
				利息の支払 (注) 1	4,398	—	—
				債務保証 (注) 2	256,900	—	—
				債務被保証 (注) 3	400,000	—	—
				債務被保証 (注) 4	153,320	—	—
				工事の発注 (注) 5	677,499	販売用不動産	3,083
仕掛販売用 不動産	94,340						
子会社	㈱ハウスエンタープライズ	直接100%	資金の貸付 役員の兼任	連結納税による 個別帰属額 (注) 6	—	未収入金	68,537
子会社	マクロスデベロップメント(同)	直接100%	業務管理 サービスの提供	連結納税による 個別帰属額 (注) 6	—	未収入金	130,059
子会社	㈱ムーンアセット	直接100%	債務保証	債務保証 (注) 7	415,600	—	—

上記金額には消費税等は含まれておりません。

取引条件及び取引条件の決定方針等

(注) 1. 資金の借入については、借入利率は市場金利を勘案して合理的に決定しております。

2. ㈱明豊プロパティーズの金融機関からの金銭消費貸借契約に対して、債務保証を行っております。なお、債務保証の取引金額は、2019年7月31日の借入残高を記載しております。また、保証料の支払は受けておりません。

3. 当社の金融機関からの金銭消費貸借契約に対して、債務保証を受けております。なお債務被保証の取引金額は、2019年7月31日の借入残高を記載しております。また、保証料の支払は行っておりません。
4. 当社の金融機関からの金銭消費貸借契約に対して、販売用不動産の物上保証を受けております。なお、債務被保証の取引金額は、2019年7月31日の借入残高を記載しております。また、保証料の支払は行っておりません。
5. 工事の発注については、独立第三者間取引と同様の一般的な取引条件で行っております。
6. 連結納税個別帰属額は、当社の連結納税額計算に基づき配分しております。期末残高は、前事業年度末に計上したものであります。
7. ㈱ムーンアセットの金融機関からの金銭消費貸借契約に対して、債務保証を行っております。なお、債務保証の取引金額は、2019年7月31日の借入残高を記載しております。また、保証料の支払は受けておりません。

X 1株当たり情報に関する注記

- |               |        |
|---------------|--------|
| 1. 1株当たり純資産額  | 85円76銭 |
| 2. 1株当たり当期純利益 | 2円03銭  |

XI 重要な後発事象に関する注記

該当事項はありません。

XII その他の注記

該当事項はありません。

# 連結計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年9月25日

株式会社明豊エンタープライズ  
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木村 ゆりか ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤本 幸宏 ㊞

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社明豊エンタープライズの2018年8月1日から2019年7月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

### 連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社明豊エンタープライズ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

# 計算書類に係る会計監査人の監査報告

## 独立監査人の監査報告書

2019年9月25日

株式会社明豊エンタープライズ  
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 木村 ゆりか ㊞

指定有限責任社員  
業務執行社員 公認会計士 藤本 幸宏 ㊞

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社明豊エンタープライズの2018年8月1日から2019年7月31日までの第51期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

### 計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

### 監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

### 監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

### 利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

## 監査等委員会の監査報告

### 監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2018年8月1日から2019年7月31日までの第51期事業年度における取締役の職務の執行について監査致しました。その方法及び結果につき以下のとおり報告致します。

#### 1. 監査の方法およびその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施致しました。

監査等委員会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。

事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第5号イの留意した事項及び同号ロの判断及びその理由については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。

会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（2005年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討致しました。

#### 2. 監査の結果

##### 1) 事業報告等の監査結果

- 一 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- 二 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実認められません。
- 三 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- 四 事業報告に記載されている親会社等との取引について、当該取引をするにあたり当社の利益を害さないように留意した事項及び当該取引が当社の利益を害さないかどうかについての取締役会の判断及びその理由について、指摘すべき事項は認められません。

##### 2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

##### 3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2019年9月26日

株式会社明豊エンタープライズ監査等委員会

監査等委員長 中尾 福 伸 ㊟

監査等委員 山 室 裕 ㊟

監査等委員 山 中 辰 雄 ㊟

(注) 監査等委員 中尾福伸、山室裕及び山中辰雄は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

## 株主総会参考書類

### 議案および参考事項

#### 第1号議案 剰余金の処分の件

##### 期末配当に関する事項

剰余金の処分につきましては、当期の業績ならびに今後の事業展開等を勘案いたしまして、次のとおりといたしたいと存じます。

(1) 配当財産の種類

金銭といたします。

(2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額

当社普通株式1株につき5円00銭

配当総額 118,069,200円

(3) 剰余金の配当が効力を生じる日

2019年10月30日

第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

本総会終結のときをもって、取締役（監査等委員である取締役を除きます。以下、本議案において同じです。）全員（4名）が任期満了となりますので、取締役4名の選任をお願いいたしますと存じます。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株 式 数
1	い もと よ し あ き 井 元 義 昭 (1944年10月20日生)	1967年4月 津ノ国会計事務所 入所 1986年7月 丸清商事(株) (現(株)エス・エム・シー) 設立、代表取締役社長 (現任) 1987年1月 (株)ハウスセゾン 取締役 1987年6月 同社 代表取締役社長 (現任) 2002年3月 (株)はーとふるセゾン設立 代表取締役社長 (現任) 2011年2月 (株)パーム・ド・セゾン設立 代表取締役社長 2011年11月 George Spirits(株)設立 代表取締役社長 (現任) 2012年2月 当社入社代表取締役社長 2012年10月 当社 取締役会長 2014年12月 (株)ハウスセゾンエンタープライズ 設立、代表取締役社長 (現任) 2015年9月 REGALIA PIONEER. BHD. DIRECTOR 2017年10月 当社代表取締役会長 (現任) (現在に至る)  (重要な兼職の状況) (株)ハウスセゾン 代表取締役社長 (株)エス・エム・シー 代表取締役社長 (株)はーとふるセゾン 代表取締役社長 George Spirits (株) 代表取締役社長 (株)ハウスセゾンエンタープライズ 代表取締役社長	—

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所 有 す る 当 社 の 株 式 数
2	うめ き たか ひろ 梅 木 隆 宏 (1960年5月19日生)	1986年4月 東亜建設工業㈱入社 2005年5月 ㈱東京テナントセンター (現㈱明豊プロパティーズ) 入社 2006年8月 同社常務取締役 2007年8月 ㈱明豊コーポレーション 取締役専務執行役員 2008年8月 当社取締役専務執行役員 2009年11月 ㈱明豊プロパティーズ 代表取締役社長 (現任) 2012年2月 当社取締役 2013年8月 当社取締役執行役員副社長 2016年9月 ㈱ハウスセゾンエンタープライズ 取締役 (現任) 2017年10月 当社代表取締役社長 (現任) (現在に至る)  (重要な兼職の状況) ㈱明豊プロパティーズ 代表取締役社長 ㈱ハウスセゾンエンタープライズ 取締役	普通株式 22,400株
3	やす だ しゅん じ 安 田 俊 治 (1960年1月6日生)	1983年4月 大豊建設㈱入社 2003年10月 同社経営企画室経営企画課長 兼 法務課長 2006年4月 当社入社 2008年8月 当社執行役員 法務部長 2010年10月 当社取締役 管理部長 2012年2月 当社執行役員 管理部長 2015年8月 ㈱ハウスセゾンエンタープライズ 監査役 2015年10月 当社取締役執行役員 管理担当 2017年10月 当社取締役常務執行役員 管理部長 (現任) 2017年10月 ㈱ハウスセゾンエンタープライズ 取締役 (現任) (現在に至る)  (重要な兼職の状況) ㈱ハウスセゾンエンタープライズ 取締役	普通株式 5,100株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 株式の数
4	うえだ ひろ ゆき 上田 宏幸 (1968年12月25日生)	1991年4月 森会計事務所入所 1993年11月 古田土会計事務所入所 1997年5月 ㈱ケアサービス入社 2000年4月 カーテック㈱入社 2005年1月 ランドコム㈱入社 経営企画室長 2006年3月 同社 取締役経営企画室長 2008年10月 インターバルブテクノロジー㈱入社 経営企画室長 2010年7月 ㈱ハウスセゾン入社 2012年2月 当社入社 当社取締役執行役員 管理担当 2015年10月 当社取締役執行役員 経営企画担当 2017年4月 マクロスデベロップメント合同会社 職務執行者(現任) 2017年10月 当社取締役執行役員 グループ経営戦略担当 2018年10月 当社取締役執行役員 経営企画担当(現任) (現在に至る)  (重要な兼職の状況) マクロスデベロップメント合同会社 職務執行者	普通株式 2,100株

- (注) 1. 取締役候補者のうち、当社との間に特別の利害関係を有する者は次のとおりであります。
- ①井元義昭氏は、現在当社の親会社である㈱ハウスセゾン、㈱は一とふるセゾン及び当社の連結子会社である㈱ハウスセゾンエンタープライズの業務を執行しております。なお、㈱ハウスセゾン、㈱は一とふるセゾン及び㈱ハウスセゾンエンタープライズにおける地位及び担当につきましては、「略歴、当社における地位、担当(重要な兼職の状況)」に記載のとおりであります。
  - ②梅木隆宏氏は、当社の連結子会社である㈱明豊プロパティーズの代表取締役社長であります。
  - ③上田宏幸氏は、当社の連結子会社であるマクロスデベロップメント合同会社の職務執行者であります。
2. 安田俊治氏と当社との間には特別の利害関係はありません。

### 第3号議案 監査等委員である取締役4名選任の件

本總會終結のときをもって、監査等委員である取締役全員（3名）が任期満了となります。監査体制の強化を図るため、監査等委員である取締役に1名増員することといたし、監査等委員である取締役4名の選任をお願いいたしたいと存じます。なお、本議案につきましては、監査等委員会の同意を得ております。

監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
1	なか お ぶくのぶ 中尾 福伸 (1951年2月5日生)	1974年3月 三交不動産(株)入社 2004年6月 同社取締役 2007年6月 同社常務取締役 2009年6月 同社専務取締役および三重交通グループホールディングス(株)取締役 2010年4月 三交不動産(株)取締役兼専務執行役員 2011年6月 同社取締役兼専務執行役員および三重交通グループホールディングス(株)取締役 退任 2011年10月 当社常勤監査役 2012年7月 (株)明豊プロパティーズ監査役(現任) 2015年10月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) 2017年10月 (株)ハウスセゾンエンタープライズ監査役(現任) (現在に至る)  (重要な兼職の状況) (株)明豊プロパティーズ 監査役 (株)ハウスセゾンエンタープライズ 監査役	普通株式 12,800株
2	やま むろ ゆたか 山室 裕 (1946年5月29日生)	1969年4月 住友信託銀行(株)(現三井住友信託銀行)入行 1995年2月 同社本店市場金融部長 1996年3月 住信リース(株)(現三井住友トラスト・パナソニックファイナンス(株))取締役 資金部長 2006年6月 同社退任 2006年10月 当社監査役 2015年10月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) (現在に至る)	普通株式 9,900株
3	やま なか たつ お 山中 辰雄 (1940年1月27日生)	1962年4月 岩井産業(株)(現双日(株))入社 1987年10月 日商岩井不動産(株)(現双日(株))取締役 1996年12月 同社監査役 2003年8月 (株)戸塚設計コンサルタント(現(株)トツカ・セッケイ)取締役 2004年4月 日商岩井不動産(株)(現双日(株))監査役 2009年10月 当社監査役 2015年10月 当社社外取締役(監査等委員)(現任) (現在に至る)	—

候補者 番号	氏 名 (生 年 月 日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する 当社の 株式数
4	※ しまむらかずや 島村和也 (1972年10月20日生)	<p>1995年10月 監査法人トーマツ（現有限責任監査法人 トーマツ）入所</p> <p>1998年4月 公認会計士登録</p> <p>2004年10月 弁護士登録</p> <p>2004年10月 阿部・井窪・片山法律事務所入所</p> <p>2008年3月 島村法律会計事務所開設 代表（現任）</p> <p>2008年6月 ㈱ソディックプラスチック 社外監査役</p> <p>2008年7月 ㈱スリー・ディー・マトリックス 社外 監査役</p> <p>2012年7月 同社 社外取締役（現任）</p> <p>2014年3月 コスモ・バイオ㈱ 社外取締役（現任）</p> <p>2015年6月 アイビーシステム㈱ 社外監査役</p> <p>2017年1月 ㈱アズーム 社外監査役（現任）</p> <p>2017年1月 ㈱S J I（現㈱カイカ） 社外取締役 （現任） （現在に至る）</p> <p>（重要な兼職の状況）</p> <p>島村法律会計事務所 代表</p> <p>㈱スリー・ディー・マトリックス 社外取締役</p> <p>コスモ・バイオ㈱ 社外取締役</p> <p>㈱アズーム 社外監査役</p> <p>㈱カイカ 社外取締役</p>	—

- (注) 1. ※は新任の監査等委員である取締役候補者であります。
2. 各候補者と当社の間には特別の利害関係はありません。  
 なお、当社は山中辰雄氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
3. 中尾福伸、山室裕、山中辰雄、島村和也の各氏は、社外取締役候補者であります。
4. 中尾福伸、山室裕、山中辰雄の各氏の、当社社外取締役（監査等委員）就任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
5. 中尾福伸、山室裕、山中辰雄、島村和也の各氏を社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。
- 中尾福伸氏につきましては、社外取締役に就任された場合に、同氏がこれまで培ってきたビジネス経験を当社の監査等委員会体制に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
- 山室裕氏につきましては、社外取締役に就任された場合に、金融機関の経営幹部経験及び監査役として長年培ってきた経験を当社の監査等委員会体制に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
- 山中辰雄氏につきましては、社外取締役に就任された場合に、経営者及び監査役として長年培ってきた経験を当社の監査等委員会体制に活かしていただくため、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
- 島村和也氏につきましては、社外取締役に就任された場合に、長年にわたる弁護士及び公認会計士としての職歴を通じて、豊富な経験と高い見識・専門性を有しております。法律及び財務・会計に関する専門家として、経営から独立した立場で取締役会の意思決定機能や監督機能の実効性強化が期待できることから、監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。
6. 各候補者は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。
7. 各候補者は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定は

- なく、また過去2年間に受けていたこともありません。
8. 各候補者は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。
  9. 各候補者は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったものではありません。
  10. 中尾福伸、山室裕及び山中辰雄の各氏(監査等委員である取締役)と、当社との間で法令に定める額を限度として賠償責任を限定する責任限定契約を締結いたしております。島村和也氏につきましては、当社との間で法令に定める額を限度として、賠償責任を限定する責任限定契約を締結する予定です。

#### 第4号議案 補欠の監査等委員である取締役1名選任の件

法令に定める監査等委員である取締役の員数を欠くことになる場合に備え、あらかじめ補欠の監査等委員である取締役1名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては監査等委員会の同意を得ております。

また、本選任の効力につきましては、就任前に限り、監査等委員会の同意を得て、取締役会の決議によりその選任を取り消すことができるものといたします。

補欠監査等委員である取締役の候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴および重要な兼職の状況	所有する 当社の 株式数
うちはし とおる 内橋 徹 (1978年11月27日生)	2007年9月 弁護士登録 2007年9月 田宮合同法律事務所入所 2008年3月 日本弁護士連合会代議員 2011年4月 第二東京弁護士会常議員 2014年4月 桐蔭横浜大学法科大学院法務研究科客員教授 (現在に至る)	—

- (注) 1. 補欠の監査等委員である取締役候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。  
 2. 内橋徹氏は、補欠の監査等委員である社外取締役候補者であります。  
 3. 内橋徹氏を、補欠の監査等委員である社外取締役候補者とした理由は以下のとおりであります。  
 (1) 補欠の監査等委員である社外取締役候補者とする理由について  
 内橋徹氏につきましては、弁護士として培われた経験と専門的知識を社外取締役に就任された場合に、当社の監査等委員会体制に活かしていただくため、補欠の監査等委員である社外取締役として選任をお願いするものであります。  
 (2) 監査等委員である取締役として職務を適切に遂行できると判断する理由について  
 内橋徹氏は、弁護士としての豊かな経験を活かして、当社の監査等委員である社外取締役として経営全般の監視と有効な助言をいただけるものと期待し、補欠の監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。  
 4. 候補者は、当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員ではなく、また過去5年間に当社の特定関係事業者の業務執行者若しくは役員であったこともありません。  
 5. 候補者は、当社又は当社の特定関係事業者から多額の金銭その他の財産を受ける予定はなく、また過去2年間に受けていたこともありません。  
 6. 候補者は、当社又は当社の特定関係事業者の業務執行者又は役員の配偶者、三親等以内の親族その他これに準ずるものではありません。  
 7. 候補者は、過去2年間に合併、吸収分割、新設分割もしくは事業の譲受けにより当社が権利義務を承継した株式会社において、当該合併等の直前に業務執行者であったものではありません。  
 8. 候補者が監査等委員である取締役に就任した場合、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定です。

**第5号議案** 会計監査人選任の件

当社の会計監査人であるアーク有限責任監査法人は、本総会終結の時をもって任期満了により退任されますので、監査等委員会の決定に基づき、新たに会計監査人の選任をお願いするものであります。なお、監査等委員会が監査法人元和を会計監査人とした理由は現在の会計監査人の継続監査年数を考慮し、新たな視点での監査が期待できることに加え、同監査法人が会計監査人に求められる専門性、独立性及び適正性を有し、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えており、当社の現状に適した監査法人と判断したためであります。

会計監査人候補者の概要は、次のとおりであります。

名	称	監査法人元和								
事	務	主たる事務所 東京都渋谷区猿楽町9丁目8								
沿	革	2009年7月 監査法人元和設立								
概	要	構成人員								
		<table> <tr> <td>パートナー</td> <td>5名</td> </tr> <tr> <td>公認会計士</td> <td>18名</td> </tr> <tr> <td>公認会計士試験合格者等</td> <td>7名</td> </tr> <tr> <td>その他の事務職員</td> <td>3名</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td>33名 (委嘱を含む)</td> </tr> </table>	パートナー	5名	公認会計士	18名	公認会計士試験合格者等	7名	その他の事務職員	3名
パートナー	5名									
公認会計士	18名									
公認会計士試験合格者等	7名									
その他の事務職員	3名									
合計	33名 (委嘱を含む)									
		関与会社数								
		金融商品取引法監査 13社								
		学校法人監査 1社								
		その他法定監査 2社								

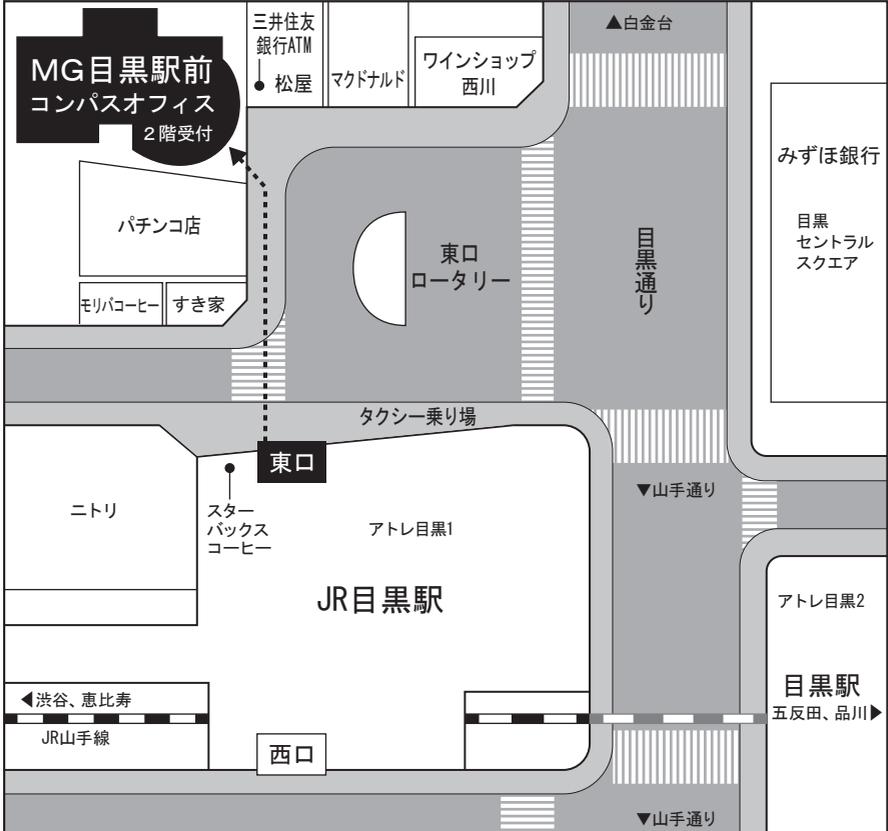
(2019年3月31日現在)

以 上



# 株主総会会場ご案内図

【会場】 東京都品川区上大崎二丁目15番19号  
MG目黒駅前 2階 OAK 1, 2 & 3  
TEL 03-4530-9688



## ■ ルート

徒歩：「目黒駅」(JR山手線、東急目黒線、地下鉄南北線・三田線)より1分